

## 麻生家文書資料紹介(その二) : 石炭借区開坑免許券 証御渡分人別渡帳

今野, 孝  
麻生セメント本社社史資料室

<https://doi.org/10.15017/13619>

---

出版情報 : エネルギー史研究 : 石炭を中心として. 6, pp.39-48, 1976-03-15. エネルギー史研究会  
バージョン :  
権利関係 :

# 麻生家文書資料紹介（その二）

## 石炭借区開坑免許券証御渡分人別渡帳

今野孝

近代に入ってから筑豊石炭鉱業の資料のなかでも、明治初期のものはいくつかある。それだけに特に仕組法解体以降明治二十年頃までの筑豊石炭鉱業については充分解明されていない部分が多い。

麻生家所蔵の文書資料に關しても——ただし現在も調査継続中であり、その全貌はまだ明らかにはされていないが——明治初期の資料は中期以降の圧倒的な量に較べれば少ないといえるが、これまであまり多くを知られていないこの時期の資料としては貴重なものも多く、量的にも決して少ないとはいえない。

今回紹介するのは、そのような明治初期の資料のひとつ、明治七年の『石炭借区開坑免許券証御渡分人別渡帳』である。

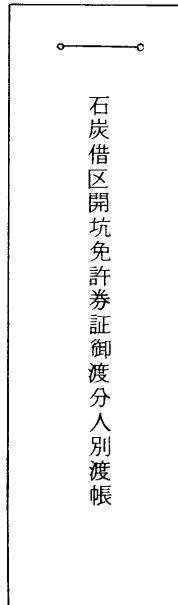
この一頁目には「仮坑区券乙第七号」の写があり二頁以降はそのほかの「仮坑区券」の番号・借区地・面積・借区人名・日付などが連記されている。前半は穂波郡、後半は嘉麻郡の分になっている。

明治五年三月の「鉾山心得」、六年七月の「日本坑法」によつて筑前における仕組法は解体した。「維新政権は、一方において地主的土地所有の確立をはかるとともに、その所有権を地表に限定し、他方において、鉾物の所有権をこれから分離して「日本政府ノ所有」とし、土地所有に対して地券を交付することとした政府は、坑区に對しては借区券を交付することを規定（第三章第十）したのである」（隅谷三喜男『日本石炭産業分析』一〇五頁）。そこでこの資料にみられるような暫定的な「仮坑区券」を明治七年四月以降、嘉麻穂波兩郡の借区出願人に対して下附したものとみられる。そしてこ

の時「当分借区開坑差許」されたものが、「日本坑法」でその概念を確立された(1)「坑区」の借区を許可された最初のものであったと思われる(2)。

なお、資料紹介にあたって、旧漢字は当用漢字にあらためた。また資料の借区人名の部分には下附の際照合するためにつけられたのであろうか、墨筆でしるしがつけられているが、これは省略した。さらに内容のあきらかな脱字・脱語は( )をつけてこれを補った。

(資料)



(32 × 12 cm)

仮坑区券

乙第七号

福岡県管下

筑前国穂波郡幸袋村

字大谷四百九十五坪 字杉谷千坪

字中良木八百七十五坪

合計石炭場二千三百七十五坪

但坑区税五百坪ニ付金五十銭

坑物税山元代価百分之五

福岡泉管下

筑前国穂波(郡)幸袋村

農 篠崎貞蔵

前書之通当分借区開坑差許候追而実地点檢之上相当之坪数税額共  
相定本券卜引換可相渡者也

明治七年四月十五日

工部卿伊藤博文

乙第二百二十号

穂波郡平恒村字音ヶ谷

飯塚村

石炭場 千二百坪

農 畠間小四郎

乙第二百一十一号

穂波郡平恒村

平恒村

字弥太郎谷 二百坪

農 原田村吉

字竹藪谷 二百坪

合計 石炭場 四百坪

乙第三百一十一号

穂波郡目尾村字山ノ谷

目尾村

石炭場 千坪

農 山本実吉

乙(第)百三十二号

穂波郡目尾村字山ノ谷

同村

石炭場 千坪

農 高野勝作

乙第三百九号

穂波郡馬敷村字吉野

同村

石炭場 八百七十五坪

農 永芳作七

(後筆)七月廿五日新兵衛渡

乙第三百十号

穂波郡潤野村字野入

徳前村

石炭場 二千五百坪

農 熊谷又助

乙第二百廿九号

穂波郡潤野村字平原

同村

石炭場 千五百坪

農 兒嶋儀七郎

有吉郎(三)

川崎彦七

国広作兵衛

同 惣次郎

乙第三百三十三号

穂波郡目尾村字赤地ヶ坂

同村

石炭場 千坪

農 源六

(後筆)

明治七年四月十五日

乙第百廿八号

穂波郡吉隈村字ソギアゲ 同村

石炭場 百三十坪 農 原仲儀三郎

乙第百十一号

穂波郡忠隈村字山王谷 嘉麻郡立岩村

石炭場 千坪 農 麻生末吉

乙第百三十八号

穂波郡忠隈村字宮坂 同村

石炭場 千四百三十五坪 農 浅田金太郎  
(後筆) 四月十五日

乙第百六号

穂波郡内住村字松ノ木元 同村

石炭場 九百四十五坪六分 農 畠中新次郎

乙第百二十四号

穂波郡南尾村字伊勢谷 同村

石炭場 二千坪 農 山口角平

乙第百十九号

穂波郡相田村字寺浦 同郡幸袋村

石炭場 三千坪 農 貞蔵

乙第百十六号

穂波郡相田村字サコノ谷 同村

石炭場 七百五十坪 農 時井徳右衛門

乙第百十四号

穂波郡相田村字彦兵衛谷 中村

石炭場 九百六十坪 農 福間伊惣

乙第百十五号

穂波郡相田村字北ヶ浦 片島村

石炭場 千五十坪 農 林田直七

乙第百十八号

穂波郡相田村

字寺浦谷 四百九十六坪

字赤松谷 九百十坪 相田村

合計石炭場 千四百零六坪 農 時井利一

乙第百十七号

穂波郡相田村

字天竺谷 八百七十五坪

字鬼ヶ原谷 四百九十六坪 同村

合計石炭場 千三百七十一坪 農 栗崎与三郎

乙第百八号

穂波郡枝国村字長谷 枝国村

横田村字長浦 六百坪 農 畑中五平

合計 千二百坪

(後筆)七月廿四日直ニ渡

乙第十号

穂波郡花瀬村字堤下

(石炭場) 八百坪

飯塚村

農 上川平一

乙第三百三十五号

穂波郡庄司村字観音谷

石炭場 五百坪

同村

農 市芳茂吉

乙第三百十三号

穂波郡伊支須村字池ノ谷

石炭場 九百七十五坪

同郡飯塚村

農 山本文吉

乙第二百二十六号

穂波郡川津村字杉谷

石炭場 四百六十八坪

嘉麻郡川島村

農 浅野又右衛門

乙第一百十二号

穂波郡伊支須村字馬コロバカシ谷

石炭場 八百七十五坪

同村

農 野見山久四郎

乙第二百廿七号

穂波郡川津村字杉谷

石炭場 四百九十五坪

同村

塚本太右衛門

乙第二百廿二号

穂波郡中村字真谷

石炭場 二千坪

同村

農 福間和右衛門

乙第二百廿五号

穂波郡川津村字杉谷

石炭場 五百坪

同村

辻塚平吉

乙第二百廿三号

穂波郡中村字明見

石炭場 千九百五拾坪

同村

農 清水涼平

乙第三百三十六号

穂波郡庄司村字辰巳ヶ浦

石炭場 九百九十坪

福岡県土族

川崎 尙

乙第一百五号

穂波郡大分村字大谷山

石炭場 千百七十坪

同村

農 伊佐三平

乙第三百三十七号

穂波郡庄司村字赤猫谷

石炭場 五百坪

同村

農 野見山久助

嘉麻郡分

甲(第)百六十六号

鯰田村字堀ノ口

石炭場 六百坪

同村

農 福岡芳太郎

(後筆) 四月 渡

甲第百六十三号

鯰田村字茶屋ヶ谷

石炭場 七百五十坪

同村

農 谷 松次郎

(後筆) 四月 //

甲第百六十四号

鯰田村字笠松

石炭場 二千五百坪

立岩村

農 花村徳七

(後筆) 四月 //

甲第百六十八号

鯰田村字笠松

石炭場 四百八十坪

立岩村

農 花村忠平

(後筆) 四月 //

甲第百六十二号

鯰田村字石切

石炭場 六百坪

立岩村

農 花村伴右衛門

(後筆) 四月

甲百六十一号

鯰田村字奥谷

石炭場 千五百坪

同村

農 田中作右衛門

(後筆) 四月

甲(第)百六十号

鯰田村字中谷

石炭場 六百坪

同村

農 熊井弥一郎

(後筆) 四月

甲第百五十九号

鯰田村字畝割

石炭場 五百四拾坪

同村

農 熊井弥右衛門

(後筆) 四月

甲(第)百六十七号

立岩村字笠松谷

石炭場 五百坪

同村

農 花村良吉

甲第百六十五号

鯰田村字泉ヶ谷

石炭場 九百七十五坪

立岩村

農 花村忠平

甲第百六十九号

立岩村字石切谷

石炭場 八百二十五坪

同村

農 花村徳七

甲第七十号

立岩村字大谷

石炭場 千四十坪

同村

農 麻生多次郎

甲第七十二号

山野村字ヒワタシ

石炭場 四百坪

上三緒村

農 白神伝三郎

(後筆) 四月廿三日

(後筆) 七月廿六日 弥三郎 新次郎 渡

甲第七十一号

山野村字ビシヤ田

石炭場 七百七十坪

同村

農 永富与平

甲第五十号

有井村字浦田

石炭場 千坪

福岡県土族浜与四郎次男

浜 鉄磨

甲第五十三号

有井村

字泉ヶ谷 千二百二十五坪

六百六十坪

千百六十坪

合計石炭場 式千九百五十一坪

立岩村

農 麻生惣兵衛

甲第五十一号

有井村字下笠松

立岩村

石炭場 二千三十七坪

農 麻生末吉

甲第五十二号

有井村

上桐ノ木谷二ヶ所二千七百坪

向鳥羽二千六百二十五坪

合計石炭場 五千三百二十五坪

同村

農 篠崎惣七

甲第四十九号

有井村字向坂

石炭場 千七百十坪

同村

農 篠崎忠三郎

甲第五十六号

勢田村

小富士 千六百七十八坪

字弥八ヶ谷二ヶ所千二百十三坪

矢ノ峰 八百二十五坪

合計石炭場 三千七百十六坪

同村

農 高瀬小三郎

甲第五十七号

勢田村

倉谷二ヶ所二千七百五十坪

字 明神 二千七十五坪

合計石炭場 五千八百二十五坪

同村

農 許斐六平

甲第五十八号

勢田村

同村

松ノ尾二千四百二十五坪

農 許斐平三郎

字権現堂二ヶ所千五十坪

五畝谷二千百八十七坪

合計石炭場 五千六百六十二坪

煽石之分石炭ニ仕替ニ相成居候事

六月八日有松戸長ハ御送り分

惣代兩人ニ式円御取替引合

甲第九十一号

農

漆生村字ナカエ

梅野文右衛門

四百四十五坪

五月八日

甲第九十号

農

漆生村字殿元

田中半右衛門

四百八拾坪

五月八日

甲第七拾六号

大隈町

口春村字小堤

商 福沢新助

九百八十坪

五月八日

甲第七拾四号

川島村農

口春村字鼠尾

浅野又右衛門

七百五十坪

(後筆)七月廿四日渡

五月八日

甲第七十五号

福岡県土族

口春村字小伏ヶ浦

東 新作

九百坪

(後筆)七月三十日渡

五月八日

甲第七十三号

上三緒村

山野村字山伏松

農 入江新次郎

五百坪

(後筆)七月廿六日渡

五月八日

甲第八拾四号

立岩村

下三緒村字岡ノ浦

農 鬼丸清市

千零五十坪

五月八日

甲第八十五号

立岩村

下三緒村字石切谷

農 麻生太次郎

三千坪

五月八日

甲第八拾貳号



上三緒村字水打谷

五百坪

五月八日

農  
井手金太郎

(後筆) 七月廿六日渡

五百式拾五坪  
五月八日

(後筆) 七月廿六日渡

甲第百八拾号

上三緒村字城ヶ尾

四百三拾七坪

五月八日

農

白神弥三郎

(後筆) 七月廿六日渡

〔麻生家文書資料番号 庄屋B-17〕

甲第百八拾一号

上三緒村字平兵衛谷

五百坪

五月八日

農

福沢文吉

(後筆) 七月廿六日渡

甲第百八十九号

山野村字白門

千式百坪

五月八日

上三緒村

農 入江松太郎

(後筆) 七月廿六日渡

甲第百八十六号

下三緒村字権現谷

千坪

五月八日

上三緒村

農 井手金太郎

(後筆) 七月廿六日渡

甲第百八十三号

上三緒村(字)新山谷

農

白神市次郎

この資料に記載されている日付のうち四月十五日と五月八日は、「仮坑区券」に記載されていた日付と思われる。また「何月何日渡」とあるのは、両郡の借区人へ「仮坑区券」を伝達する役目のものかいて(すなわち、この長帳を管理していた者)おそらくは明治六年から嘉麻穂波両郡石炭山元取締であった麻生賀郎であろうと思われる)それから各借区人へ渡された日付であろう。

ところでこの資料に記載されているものが嘉麻穂波両郡においてこの時まで「仮坑区券」を下附されたすべてであったかどうかは疑問である<sup>(3)</sup>。またこの「仮坑区券」は「実地点驗之上相当之坪数税額共相定」める以前のものであるから、この資料に記載されている借区面積については(おそらくは借区人の出願した面積に基いていたと思われる)必ずしも正確とはいえないが<sup>(4)</sup>、この資料により各村別の借区状況をまとめる<sup>(5)</sup>と別表のようになる。表からもわかるように、当時最大のものでもせいぜい五千坪を越える程度であり、大多数は千五百坪以下のきわめて小さな借区規模であった。

この資料はこれだけでは確かに不十分なものはあるが、明治初期の筑豊石炭産業を考察する上での手がかりを与えてくれているようである。

ひとつには、記載されている借区人それぞれについて調べることにより明治初期の鉱業人の生成や性格、また前の段階である仕組法下におけるものとの関連をさぐることができると思われる<sup>(6)</sup>。さら

明治7年の「仮坑区券」による嘉麻・穂波両郡借区状況

		~500坪	~1000坪	~1500坪	~2000坪	~2500坪	~3000坪	3000坪以上	小計
嘉麻	有井	1	6	1		1	1	1	5
	勢田			1					9
	山野	2	1	1		1		3	3
	漆生	2							4
	立岩	1	1	1					2
	三口春		3						3
麻	上三緒		1						3
	下三緒	3	1	1			1		4
小計		9	14	5	0	2	2	4	36
穂波	横田			*1					1
	馬敷		1						1
	伊岐	3	2						2
	川須			1					3
	大庄分	2	2						1
	内住		1						1
	花瀬		1	1					2
	忠幸					1			1
	相田		2	3			1		6
	潤野			1					2
	目尾		3						3
波	南尾				1				1
	吉限	1							1
	平恒	1		1					2
	中村				2				2
小計		7	13	8	3	2	1	0	34
合計		16	27	13	3	4	3	4	70

\* 乙第百八号の借区は横田、枝国両村にまたがっているが、横田村にまとめた。

右取調子上納仕候処相違無御座候也

田中作右衛門  
 鮎田村山元

八拾八万三千四百八拾斤  
 此税金式拾式円八錢七厘  
 但老万斤ニ付式拾五錢充  
 是ハ一月ノ七月迄売払分

分  
 是ハ西ノ九月ノ三月迄掘出  
 一同 三拾七万五千六百斤  
 是ハ西年掘立分売残リ  
 一石炭五拾万七千八百八拾斤

福岡県管下第八大区嘉麻郡鮎田村山  
 元田中作右衛門  
 鮎田村奥谷

田村奥谷の田中作右衛門の場合を例  
 示すれば次の如くである。

(1) 前掲『日本石炭産業分析』一〇四頁。  
 (2) 勿論、ここでは一応嘉麻穂波両郡の場合に限定している。  
 なお、『明治八年一月 石炭西年掘出分売残』ニ成三月迄掘出

分斤数税金調上納帳』（麻生家文書）によれば、第八大区（嘉麻郡）で明治七年に「当分借区開坑差許」されたもののほとんどが、すでに西年（明治六年）に出炭を計上している。  
 （ただし、甲第百七十一号ほか五借区に該当するものは見あたらない。）  
 この資料から、甲第百六十一号の借区に該当すると思われる鮎田村奥谷の田中作右衛門の場合を例示すれば次の如くである。

明治八年一月

このように、明治七年の「仮坑区券」下附の段階ではほとんどがすでに開坑されていたものであつて、新たに開坑するために出願したものではなかつたといえる。

また、次の資料にも注目されたい。

一、「明治六年―筆者註」九月一日分已後堀出候石炭ハ勿論売却不相成儀ニ付借区願御免許之上税納之御沙汰有之儀と御心得之事  
〔十二月十四日〕

（仮題『明治六年 諸布達写綴』麻生家文書）

以上のような点から、明治七年の「仮坑区券」の下附が借区許可の最初のものであつたとみてよいと思われる。

(3) 穂波郡については、当時炭坑が存在していたと思われるほとんどの村名がみられるが、嘉麻郡についてはそうではない。

例えば前掲(2)の『明治：：斤数税金調上納帳』には有安・綱分両村にはそれぞれ新開儀七郎と福田保七が山元として出ているがこの『石炭：：人別渡帳』には両村の分の記載はない。

(4) 例えば、乙第百十一号の麻生末吉の忠隈村字山王谷における千坪は、のちの麻生太吉の忠隈炭坑経営に関する諸資料によれば九八五坪三合となつている。

(5) 資料中に「煽石之分石炭ニ仕替ニ相成候事」とあり、末尾の十

四坑は煽石坑と思われるが、これらも表に含めた。

(6) 資料からわかるように、すでに一人で複数の坑区をもっている者もいた。そのうちの一人である花村徳七は、『明治五年壬申十一月 地券御願帳』（麻生家文書）によれば嘉麻郡立岩村組頭となつている。（このとき麻生太吉は同村副戸長であつた。）また麻生多（太）次郎は太吉の叔父（麻生賀郎の弟）にあたり、幕末に立岩村庄屋にもなり、焚石丁場もひらいていた。

（なお、太次郎については、秀村選三「麻生家の古文書」『麻生百年史』昭和五十年四月、一〇九―一一五頁参照。）

このほか、士族の浜鉄磨という人物は前掲『明治：：斤数税金調上納帳』によれば、遠賀郡本城村の人であり、ほとんどが借区地、あるいはその隣村の者である他の借区者とは異なっている。

このように、麻生家文書だけでも、これら借区人についてかなりのことが判明してくると思われ、借区人相互の関係もあきらかにさうである。